

島根発ヘルスケアビジネス事業化支援事業 及び 島根県ヘルスケア産業推進協議会について

◎島根発ヘルスケアビジネス事業化支援事業について

概要 【資料 1-2】 参照

◎島根県ヘルスケア産業推進協議会について

○目的

「健康」をキーワードとして地域資源を活用し、多様な分野が連携した島根県ならではの先進的ヘルスケア産業の創出及び活性化により、産業振興と雇用創出を図る。

○構成員

医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、社会福祉協議会、国保連、協会けんぽ、島根大学、県立大学、松江高専、金融機関、商工団体、市町村、県（商工労働部、健康福祉部）

○開催状況

平成 27 年度～平成 30 年度：リアル開催

令和元年度、令和 2 年度：書面開催

令和 3 年度：開催見送り

○設置要綱の改正

【資料 1-3】 参照

島根発ヘルスケアビジネス事業化支援事業

資料 1-2

現状と課題

令和6年度末までの成果指標「島根らしいヘルスケアビジネスの事業創出14件」⇒ 現状 7件

課題

- ①ヘルスケアビジネス（市場）の課題（外的要因）
 - ・収益を得るための市場がまだ確立されていない
 - ・事業に繋がる課題の把握が困難
 - ・ビジネスモデルの構築、事業の継続が困難 など
- ②事業者の課題（内的要因）
 - ・事業者の裾野が狭く人材難
 - ・自社サービスや技術の展開方法が分からず事業が停滞
 - ・行動変容の促し方、サービス対象者の絞り込みなど事業設計が困難
 - ・資金力が不足し、自社のみでの事業実施が困難 など
- ③新型コロナウイルス感染症の影響
 - ・採択事業のうち、「ヘルスツーリズム」事業であるものはほとんど実施できていない状況
 - ・健康教室や対面型サービスも実施が困難な状況 など

R4事業概要

- ①協議会等を活用したエコシステムやプラットフォームにより、様々な業種の連携を目指す
- ②ニューノーマルへの価値変換をビジネスチャンスと捉え、ヘルスケアビジネスの課題解決を目指しながら、新たなビジネスモデルの創出を目指す
- ③IT起業等によるデジタル技術の活用により、デジタルヘルス分野での事業化を目指す

従来の補助金＋「島根発ヘルスケアビジネス スタートアップ支援事業」

補助金申請

事業化

①ヘルスケアサロン（交流の場）
現場従事者等と企業との意見交換などからアイデアソンテーマの棚卸し

②アイデアソン
サロンで設定した課題について異業種交流によるアイデア創出

③メンタリング
事業アイデアをメンターのアドバイスにより事業化

◎令和6年度末の成果指標 「島根らしいヘルスケアビジネスの事業創出14件」を目指す

島根発ヘルスケアビジネス事業化支援事業

「健康」をキーワードにした島根県ならではの新たなビジネスの事業化を支援

R4.4.1

島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金

【目的】

多様な分野が連携して行う、健康増進を目的とした高齢者の生活支援サービスなど、「健康」をキーワードにした島根県ならではの新たなヘルスケアビジネスの事業化を支援する。

マーケティングと事業化を重視した支援事業

【事業内容等】

島根発ヘルスケアビジネスの事業化に向けた取組を支援する。

1. 対象者

島根県内に事業所を有する中小企業者等の事業者

2. 事業内容

(1) 事業化支援枠

ビジネスプランの実証を行う事業
補助金額500万円以内
補助率1/2

(2) 可能性検証枠

市場調査や、医学的検証を行う事業
補助金額200万円以内
補助率1/2

健康経営

生活支援・
介護予防
サービス

デジタル
ヘルス

ビジネスプランの策定段階から事業化まで伴走型支援を実施

成果指標(令和6年度末) 島根らしいヘルスケアビジネス創出件数 : 14件

👉 **産業振興と雇用創出を図り、もって健康長寿日本一に寄与する**

島根県ヘルスケア産業推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 「健康」をキーワードとして、地域資源を活用し、多様な分野が連携した島根県ならではの先進的ヘルスケア産業の創出及び活性化により、産業振興及び雇用創出を図ることを目的に、島根県ヘルスケア産業推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項に関して協議する。

- (1) ヘルスケア産業の創出と活性化に資する事業に関すること。
- (2) 島根県が実施するヘルスケアビジネス関連事業の推進に関すること。
- (3) その他ヘルスケア産業に関連した事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、ヘルスケア産業に関係する機関及び団体並びにヘルスケア産業に関し学識経験を有する者~~団体~~で構成する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、島根県商工労働部長~~次長~~をもって、これに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときには、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、意見を求めるため、委員以外の者を招へいすることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、島根県商工労働部産業振興課に置く。

(分科会)

第7条 協議会に、必要に応じて分科会を置く。

- 2 分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

島根県ヘルスケア産業推進協議会設置要綱新旧対照表

旧	新
<p>(構成)</p> <p>第3条 協議会は、ヘルスケア産業に関する機関及び団体並びにヘルスケア産業に関する学識経験を有する<u>者</u>で構成する。</p> <p>(会長)</p> <p>第4条 協議会に会長を置き、島根県商工労働<u>部長</u>をもって、これに充てる。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるときには、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p>	<p>(構成)</p> <p>第3条 協議会は、ヘルスケア産業に関する機関及び団体並びにヘルスケア産業に関する学識経験を有する<u>団体</u>で構成する。</p> <p>(会長)</p> <p>第4条 協議会に会長を置き、島根県商工労働<u>次長</u>をもって、これに充てる。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるときには、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p>